

# 地域の「新しい絆」による しなやかな地域づくり

地域の未来ワーキング・グループ

# 目次

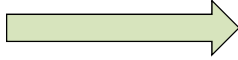
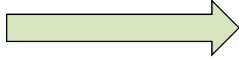
1. 人材の活用及び社会投資市場の  
形成に係る課題・・・・・・・・・・・・・・1
2. 人材等の担い手の活用・・・・・・・・・・・・・・16
3. 社会投資市場の形成の促進・・・・・・・・・・・・・・20
4. 寄附に係る税制上の措置・・・・・・・・・・・・・・28

# 1. 人材の活用及び社会投資市場 の形成に係る課題

## ONPO等の多様な主体の活用

- 様々な社会的課題を市場としてとらえ、その解決を目的とするソーシャルビジネスは、経済の活性化や新規雇用の創出に寄与。
- ソーシャルビジネスの主要な担い手である民間非営利団体の活動規模は拡大傾向。
- 一方、人的・資金的基盤が脆弱な団体も多く、人材育成や活動資金の獲得が課題。

### ○ 我が国における民間非営利団体の活動規模(消費支出、従業員数)の推移

	H19年度		H23年度
従業者数	161万人		214万人
消費支出	28.7兆円		38.1兆円

※ 民間非営利団体のうち、私立学校、政治団体、宗教団体、民間医療は含まれていない。

出典:内閣府「民間非営利団体実態調査」

- 米国のNPOは、GDPの5.6%を生み出し、1,370万人の雇用を創出
- ソーシャルビジネスの事業展開上の主な課題
  - ・ 消費者・利用者へのPR不足:46%
  - ・ 運転資金が十分に確保できていない:41%
  - ・ 人材不足のために体制が確立できていない:36%
- 人材確保・育成上の主な課題
  - ・ 十分な給与を払えない:66%
  - ・ 人材育成にかかる資金的余裕がない:38%
  - ・ 人材育成にかかる時間的余裕がない:29%

出典:経済産業省「ソーシャルビジネス  
研究会報告書(平成20年4月)」

## ○地域の「新しい絆」によるしなやかな地域づくりに向けた「人材の活用」に係るポイント

### 【共助社会づくり懇談会による知見】

- ① 明確で共感を得られるビジョンの提示、現実的な事業計画の策定など、専門的なノウハウを持つマネジメント人材が不足しており、これらの人材の育成が必要。
- ② 社会企業家、NPO等のスタッフなど、マネジメント人材以外の人材育成も重要。
- ③ 既にNPO等で活躍している人材だけでなく、企業をはじめとする他のセクターからの担い手の参画も重要。
- ④ 大学や行政との人材交流、別々の地域に存在するNPO等間の人材交流、地域内の地縁団体との連携なども必要。

### 【関係の取組を進めるNPOからのヒアリングにおける主な意見】

- ① 人材確保のためには、「理念(行動指針等)」、「ビジョン」が非常に重要。魅力的でない人と人が集まらない。
- ② 優秀な人材を集めるには、「広報」が重要。
- ③ 2～3年の期間限定で地域に貢献したいとの思いを持っている若者も多く、このような若者を活用する戦略も有効。
- ④ NPOと企業は組織として何も変わらないが、評価軸が利益ではないため、人事評価、マネジメントなど「企業」が当然に行うべきことを「企業」以上に実施することが必要。

## ○地域の「新しい絆」によるしなやかな地域づくりに向けた「社会投資市場の形成」に係るポイント

### **【共助社会づくり懇談会による知見】**

- ① 世論調査によれば、NPO法人の活動に寄附をしたいと思う人は約23%にとどまっており、NPO等に対する寄附文化の醸成が重要。
- ② 市民ファンドは、地域を巻き込む窓口機能によって支援者の参加が容易になることで、支援総量の拡大に貢献することが期待される。
- ③ 金融機関はNPO等に対する理解が不十分であり、NPOに対する融資に積極的でない。
- ④ 金融機関、地方自治体、民間のコンサルタント等に支援機関からの面的な支援の仕組みが構築されていない地域が多い。

### **【関係の取組を進めるNPOからのヒアリングにおける主な意見】**

- ① NPOの資金調達にあたって、「広報」が非常に重要であり、「共感」を呼んで寄附に結びつけるアプローチは有効。広報には人材投資が必要。
- ② 「情報開示」がしっかりされていることで、継続して寄附が得られる。「説明責任」をしっかりと果たすことが重要。

### **【関係の取組を進める信用金庫からのヒアリングにおける主な意見】**

- ① NPOも企業も資金的ニーズは替わらない。融資判断・審査も同じ。これまではNPOに融資するという概念がなかった。
- ② 地域の課題を解決しないと地域力が衰える。NPOの活動により地域がよくなれば、人が住みやすくなり、地域の金融機関としての利益向上にもつながる。
- ③ NPOの活動は自治体の財政負担軽減にもつながるという指摘。

## 人材面の課題に関するWG報告書の提案概要

### (主な課題)

#### 人材育成

- ① 世論調査等によれば、NPO法人自身が人材不足を認識しているのみならず、市民の側においても、NPO法人には人材面の課題があると認識
- ② 特に、明確で共感を得られるビジョンの提示、現実的な事業計画の策定など、専門的なノウハウを持つマネジメント人材が不足
- ③ 地域のニーズやNPO等の活動分野が多岐に渡るため、一律の内容の経営セミナー等では人材育成の効果は小さい。また、人材育成支援事業を行った際には、その成果の評価が重要
- ④ 共助社会づくりの新たな担い手となる社会起業家や、NPO等のスタッフなど、マネジメント人材以外の人材育成も重要

#### 人材の流動化等

- ① 共助社会づくりでは、既にNPO等で活躍している人材だけでなく、企業をはじめとする他セクターからの担い手の参画も重要
- ② 大学や行政との人材交流、別々の地域に存在するNPO等間の人材交流、又は地域内の地縁団体との連携などもNPO等の成長にとって必要
- ③ 地域に密着した中小企業にとっては、NPO等と連携することにより、NPO等の人材を活用しつつ、ソーシャルビジネスへ参入するなど、自ら競争力を高めることが重要

### (WGで提示された主な方向性)

- ① NPO等のマネジメントを担う人材に対し、的確な事業計画等の策定に必要な知識を身に付け、実効的な計画の策定ができるよう、各専門分野に特化した内容の専門講座を実施
- ② 既に実効的な事業計画を有している組織に対しては、計画の実行段階で直面する様々な課題に対処できるよう、マネジメント人材への伴走型支援を実施
- ③ 先進的な評価に関する取組事例を参考として、支援事業の成果評価を行い、発表する公開セミナーのような場を設定
- ④ 学生時代からNPO等に対する理解が進むよう、大学教育の中で、NPO等について座学やOJTを実施している先進事例を積極的に発信

- ① NPO等と企業との人材交流の成功事例を収集し、企業のニーズに応えるような事例集を作成するとともに、人材交流を通じて成長・活躍している者のキャリアモデルを発信
- ② NPO等間の人材交流や自治体といった企業以外のセクターとの人材交流についても、成功事例を発信
- ③ 中小企業支援策が中小企業のソーシャル化に向けた取組に適用されることで、地域との関係性の構築に強みを持つNPO等との連携を促進

## 資金面の課題に関するWG報告書の提案概要

### (主な課題)

#### 寄附・会費の拡大

- ① 世論調査によれば、NPO法人の活動に対して寄附をしたいと思うと回答した人は約23%にとどまっており、寄附文化の醸成が重要
- ② 新たな寄附拡大の仕組みとして広がりつつある市民ファンドであるが、市民から十分な寄附を集めることができていない団体も相当数存在
- ③ 市民ファンドは、地域を巻き込む窓口機能によって支援者の参加が容易になることで、支援総量の拡大に貢献することが期待されるが、現状では、地域に一定の影響力を持つ団体は限られている

### (WGで提示された主な方向性)

- ① 事業が軌道に乗っていない市民ファンドに対し、市民ファンドの運営に要する基礎的な知識や地域からの支援を得るためのノウハウ等に関する研修を行い、中長期的なビジョンの策定や当面の事業計画の策定を支援
- ② ビジョン等を既に有している市民ファンドに対しては、団体運営に係る伴走型支援を実施
- ③ 1県に1つ程度市民ファンドが創設されることを期待
- ④ 寄附文化を醸成するために、金融機関や、公認会計士、税理士等の専門家とも連携しながら、公開シンポジウムといったキャンペーンを実施し、その内容を地方にも展開

#### NPO等への融資の拡大

- ① NPO法人に対する実態調査によれば、NPO法人の借入先の内訳について、個人からの借入が7割を超えているのに対し、銀行、政府系金融機関、信用金庫はいずれも1割程度にとどまっている
- ② 金融機関はNPO等に対する理解が不十分であり、NPO等に対する融資に積極的でない
- ③ NPO等への融資は営利企業向け融資よりもデフォルト率が低いにも関わらず、一般には、リスクが高いと誤解されているとの指摘もある
- ④ NPO等は金融機関、地方自治体、民間のコンサルタント等の支援機関から個別に経営支援を受けている例はあるが、面的な支援の仕組みが構築されていない地域が多い

- ① 行政、地域金融機関、商工会議所・商工会、税理士、公認会計士、大学・専門学校等の学術機関、NPO等、市民ファンド、NPOバンクなどが相互交流及び連携し、地域の課題の共有及び解決の実現を図る場として共助社会の場を設置
- ② 共助社会の場は、地域とのネットワークを既に有している地域の地域金融機関が主導する場合や、行政がコーディネータ役となってより広域的な場を設置する場合など、各地域の実情に対応
- ③ NPO等と地域金融機関が連携しながら地域課題を発見・解決していく動きを全国各地に普及していくため、共助社会の場の成功事例を各地に紹介
- ④ 地域金融機関のNPO等に対する理解促進として、NPO等に係る制度や会計基準などに関する勉強会を開催



## 信頼性の向上に関するWG報告書の提案概要

### (主な課題)

#### 情報開示のあり方

- ① 寄附やボランティア、助成団体、融資関係者、行政といったステークホルダーが求めている情報が適切に開示されていないケースが多くみられる
- ② 情報開示が進まないことで、NPO等に対する理解が進まず、寄附の相場観が市民の間で醸成されていない

#### NPO等の情報基盤

- ① 各種データベースが共有化されていないため、NPO等にとって、情報の登録が相当程度の重複作業
- ② 行政が有するNPO法人情報へのアクセス環境が不十分であり、情報の利便性が課題

#### NPO法人の会計情報

- ① 法人ごとに採用されている会計情報や正確性にバラつきがみられる
- ② NPO法人会計基準の一層の普及と法人の会計処理能力の向上に向け、団体の規模等に応じた支援が必要

#### NPO法人への指導・監督

- ① 一部の信頼を毀損するような団体が存在することも事実であり、NPO等全体の信頼まで失われることのないようにすることが必要
- ② いわゆる休眠法人を放置されることにより、行政の管理コストの増加や不正の温床につながる可能性

### (WGで提示された主な方向性)

- ① 寄附者等にとって分かりやすい事業報告書等の作成に向けた様式の改善
- ② 行政に提出する事業報告書等に加え、より詳しく分かりやすい寄附者等向けの年次報告書等の作成の促進
- ③ NPO等に係る各種調査結果を広くNPO等と共有

- ① 内閣府ポータルサイトにおいて、データベースの更新情報を利用者に自動発信する仕組み等を構築
- ② NPO法人と公益法人の基礎情報等に関する横断的な情報提供の充実

- ① 公認会計士や税理士等の専門家に対するNPO法人制度及びNPO会計基準についての理解を促進するとともに、その専門家の活用を図る
- ② 小規模法人等の負担にも配慮しながら、NPO法人会計基準の活用促進に向けた先進的な取組例を共有
- ③ NPO法人会計基準の更なる改善に向けて、民間主導で議論が進められることを期待

- ① 信頼を毀損する団体に対しては厳格に対処することも含めて行政としての監督のあり方を検討
- ② 活動実態がない法人に解散を促すことや、実態の把握を行うとともに、認証取消しも含め、休眠法人への適切な対応を検討
- ③ 改正NPO法の施行後3年を目途とした検討にあわせて運用課題を整理・検討

# ○関係の取組を進めるNPOからの聞き取り結果

<p>有識者 (団体名)</p>	<p>岡本拓也氏 (認定特定非営利活動法人 カタリバ: 事務局長等)</p>	<p>人材の確保・活用及び資金の調達・循環に係るポイント</p>
<p>設立年</p>	<p>2001年設立: 2006年NPO法人格取得: 2013年認定NPO法人に認定</p>	
<p>活動内容</p>	<p><b>【活動概要】</b>  <b>■「カタリ場」</b>  <u>高校生数名と大学生・社会人等のボランティア・スタッフがグループを作り、進路意欲を高めるための動機付けキャリア学習を実施。</u>また、大学生を対象として、中退率の高い大学でのキャリア教育を実施し、主体的に行動する学生の育成を支援。  <b>○特長</b>          ・高校生、大学生に「意思ある進路選び」の機会の提供。          (例: 大学においては中退率の減少など効果。)  <b>■コラボ・スクール(宮城県女川町、岩手県大槌町)</b>  <u>東日本大震災による被災地の子供たちのための放課後学校。小中高生に学習指導と心のケアを実施。勉強時間が震災直後と比べ2.7倍に増加。</u>  <b>○特長</b>          ・カタリ場事業ですでに育てていたマネジメント層の一部が東北へ赴き、立ち上げ・運営を実施。          ・文科省「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」にも採択。  <b>【運営体制】</b>          ・職員数60名          (学生インターンを含めた事務局スタッフは約100名)</p> 	

## ■人材の確保・活用

・マネジメント人材の育成は、組織の持続性の観点から非常に重要。現在、マネジメント人材は8名で部・チーム制を採用。

・NPOであっても、組織としての仕組みを導入するとともに、それらを運用にまで落とし込むことが重要。

仕組み(→運用)の例: 決裁権限の整備(→最小限の決裁)、ボトムアップによる予算策定(→個々のマネジャーに人事権を付与)、チーム制(→全員が部下を持つ)等

・NPOは利益が最大指標でないからこそ、理念(行動指針等)があった方がまとまりやすい。

・早い段階からの権限付与を行うことも有効。その際には、過度に任せすぎない、上司が責任を取るといった精神支援(サポート)も重要。

・島根県海士町の事例をはじめ、2~3年の期間限定で地域に貢献したいとの思いをもち、新しい分野で挑戦したいという若者も多いと聞いている。

・SNSの活用やメディア媒体への取り上げ等といった広報を戦略的に行うことで、「被災地復興に関わりたい」、「従来と異なる教育に挑戦したい」といった主体的動機に基づいて多くの優秀な人材が集まってきている。

## ■資金の調達・循環

・収益規模は、2.7億円。資金調達にあたっては、3つの異なる資金調達モデルで構成され、概ね寄附等が40%、事業収入(受益者負担)が30%、行政委託収入が30%のハイブリッド型。

・寄附は、NPOの資金調達にあたって重要なスキームであり、寄附を安定的に集めるには「共感」を得ることが重要。

・共感を得るためには、着実な活動実績の積み重ねに加え、広報と説明責任(使途の明確化)の2点が重要。広報の重要性は見落とされやすい。

・広報には、人材投資が必要。SNS(Facebookのいいね!等)の活用や活動報告書などの情報開示を丁寧に行うことにより、共感につなげる。強い共感を得ることで、人材確保及び寄附収集につなげることができる。

・小口の寄附には、丁寧な電話対応やお礼状の送付等迅速かつきめ細やかな対応を実施。

# ○関係の取組を進めるNPOからの聞き取り結果

<p>有識者 (団体名)</p>	<p>松田悠介氏 (特定非営利活動法人 Teach For Japan 代表理事)</p>	<p>人材の確保・活用及び資金の調達・循環に係るポイント</p>
<p>設立年</p>	<p>2010年7月設立・2010年9月NPO法人格取得</p>	
<p>活動 内容</p>	<p><b>【活動概要】</b>  <b>■教員(フェロー)派遣事業</b>          ・教育困難校へ教員(フェロー)を派遣し、公教育の質の向上等を支援。          派遣にあたっては、事前にリーダーシップ、マネジメント(学級経営)等について約3週間の研修を実施。赴任期間の2年間は、セミナー、授業観察によるフィードバックなどサポートを実施。          松田氏が、アメリカ留学時に既に同様の仕組みで教員派遣を行っていたTeach For America に感銘し、帰国後に日本で導入したもの。          2013年度から派遣開始。2013年度:11名、2014年度:12名、2015年度からは、特別免許状制度※を活用し、約30名の派遣を予定。          ※教員免許を有していなくとも優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れることができる学校種及び教科ごとに授与される教員免許状。</p>  <p><b>■困難を抱えた子どもたちへの学習支援事業</b>          ・生活保護などの困難を抱えた子どもたちを対象とした学生教師による、個別の学習支援・指導を放課後に実施。          学生教師は約300名、児童生徒は約1,000名。</p>  <p><b>【運営体制】</b>・職員数約20名。</p>	<p><b>■人材の確保・活用</b>          ・まずは、団体としてのビジョンが重要。魅力的でないとな材は集まらない。          ・その上で、NPOはその評価軸が利益でないことから、説明責任、人事評価、マネジメントなど「企業」が当然に行うべきことを「企業」以上に実施することが必要。企業とNPOは、組織としてはシェアホルダーの存在等以外、大きく変わるものではない。          ・人材の確保には、NPO法人としての信頼性を高めることが必要。そのために、活動について、ホームページ、年次報告書のほか、マンスリーレポート、メルマガの作成、事業説明会、講演会などを多様な手法を活用したきめ細やかな説明を実施。          ・SNS(ビジョン・ミッションの発信等)や転職媒体の活用、新聞・書籍等のメディア媒体への取り上げ等といった広報を戦略的に行うことで、ビジョン等に共感した多くの優秀な人材が集まってきている。</p> <p><b>■資金の調達・循環</b>          ・規模は、7.2千万円。資金調達にあたっては、概ね寄附が30%、団体からの助成(使途限定)が60%、学習支援事業が10%。          ・資金は営業により集めている。「共感」をどれだけ広げていくことができるかが重要。人は、ビジョン、ミッション、プロダクト等への共感に加え、説明責任(使途の明確化、インパクトを可視化するためにSROI(社会的投資対効果)の測定等)を果たしていることではじめて、継続的に寄附を行うもの。          ・日本にも寄附文化があるのだから、寄附を継続して集めようとする努力が必要ではないか。          ・今後は、ふるさと納税を原資とした自治体の基金なども活用していく考え。</p> <p><b>■その他</b>          ・事業型ではないNPOはその成果が見えにくい、行政の役割を補完するNPOの役割は、事業型ではできない部分のほずである。このため、事業型でないNPOへの支援もきちんと行うことが重要。</p>

# ○関係の取組を進める信用金庫からの聞き取り結果

<p>有識者 (団体名)</p>	<p>高橋一朗氏 (西武信用金庫常勤理事／業務推進企画部長)</p>	<p>人材の確保・活用及び資金の調達・循環に係るポイント</p>
<p>業務内容 (NPO、ソーシャルビジネス関連)</p>	<p><b>○西武コミュニティローン</b></p> <p>■平成15年8月より取扱い開始</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○対象：NPO法人や保育所・商店会等 地域貢献事業向け専用ローン</li> <li>○融資金額：原則として無担保1,000万円以内</li> <li>○資金用途：創業資金、運転・設備資金、補助金等の繋ぎ資金など幅広いニーズに対応</li> </ul> <p>■融資実績 H15～H25年3月末累計 298件/6,535,028千円 うちNPO 累計 203件/2,395,037千円 返済済し割れ件数はゼロ</p> <p><b>○西武ソーシャルビジネス成長応援融資</b></p> <div data-bbox="338 727 1025 900"> <p>成程融資 × 支援プログラム</p> <p>「CHANGE」が目指すもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 資金支援だけではなく起業家育成の専門家であるNPO法人ETIC がもつ成長に向けたプログラムを提供することで団体の事業と地域の「地域力」の成長を図る</li> <li>- 資金の流れを“変える”</li> <li>- 地域・社会を“変える”</li> <li>- 事業を“変える”</li> </ul> </div> <p>■他の融資とは異なる特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 対象：当金庫の営業地区内において地域や社会課題の解決にチャレンジするソーシャルビジネス団体</li> <li>- 金利：固定金利 年 0.1%</li> <li>- 返済：据置期間12ヶ月あり</li> <li>- 審査：外部の有識者による事業継続性、実現可能性などの事業評価を実施</li> </ul> <p>➤ 実績 12件 56,500千円 (20年5月末時点)</p> <p><b>○西武コミュニティオフィス</b></p> <p>■平成17年4月開設 コミュニティビジネス専用貸借オフィス</p> <div data-bbox="367 1198 600 1433"> </div> <div data-bbox="647 1246 927 1417"> </div> <p>所在地 西武信用金庫 荻窪支店 室数 1.0室 (10:15～14:20) その他 24時間出入り可能 (オートロック)</p>	<p><b>■資金の調達・循環</b></p> <p><b>○地域の資金循環</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・信用金庫は、地域のための金融機関であり、地域の課題を解決し、地域の力が向上することで人が住みやすくなり、融資先企業の経営にも資することから、ひいては、地域金融機関としての成長・発展につながるものとして業務を推進。</li> <li>また、NPOの活動は地方自治体の財政負担の軽減にもつながるもの。自治体が破綻すると信金も経営を継続できなくなることから、そういう観点からもNPOの支援は重要。</li> </ul> <p>・西武信金は、15年前に、ビジネスモデルを抜本的に改変。</p> <p>具体的には、顧客である中小企業の課題を抽出し、その課題解決のために専門家とのマッチングを行い、企業の課題を解決することにより、企業の収益向上させるとともに融資を行った信金側も利益を得るというもの。</p> <p>あわせて、マンパワー確保のため従来の集金を通じた顧客まわりを廃止。</p> <p>・地域の資金ニーズに応えた取組が、預貸率72%、直近5年の貸出金も大幅増等、業界トップクラスの実績につながっていると認識。</p> <p>・資金調達がクラウドファンディングに偏りすぎるのもいかがか。直接顧客と向き合う現在の手法は、まだまだ可能性を有していると認識。</p> <p><b>○NPO等向けの取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO等も企業も融資判断は変わらない。</li> <li>・公益財団法人及び中間支援組織との連携によりNPO、ソーシャルビジネス向けの融資商品を開発。原則担保不要で、外部有識者による事業の継続性・実現可能性について審査を行うもの。</li> </ul> <p>・融資にあたっては、公益財団法人の助成等による低利率融資等を行うとともに、融資後は、中間支援組織によるネットワーク交流会や個別相談を実施し、地域の社会課題解決に向けたNPO等の取組を支援。</p> <p><b>■人材の確保・活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・融資にあたって、NPO等は事業戦略が弱い団体が多い。また、小規模であり、代表等一人の者が全ての分野を網羅できない事例が多いので、プレーンのような存在が必要。また、マネジメント人材の育成が重要。</li> </ul>

## ○その他のNPO等による取組の事例

### ①都市と農山村の地域交流を通じた社会的課題の解決に向けた取組

#### 都市部と農山村部が抱える課題

##### 【農山村】

高齢化、離農、行政サービスの低下による地域の崩壊（限界集落）

##### 【都市部】

希薄な人間関係等に伴うストレス・孤立感の増大

#### 主な活動内容等

##### NPO法人えがおつなげて

山梨県北杜市において、都市部からのボランティアの手で開墾した農地での無農薬米等の生産、グリーンツーリズムをはじめとした都市農村交流事業を展開。



##### 都市部の民間企業

企業のCSR活動や社内研修活動の一環として、農山村での体験活動を希望

#### 棚田や畑の再生と農園としての活用、農村体験ツアーの開催



再生前



再生後



#### 間伐体験と国産材利活用のためのワークショップ開催



事業における山梨県産材の採用

#### 期待される効果

農山村地域の自立、誇りの醸成、活性化

自然と接することによる心と体の健康・ワークライフバランスの追求、自然保護・環境保全に対する意識啓発

### ②「子育てと仕事の両立が当たり前の社会」の実現に向けた取組

#### 子育てを巡る課題

子育てと仕事の両立において障害となる「待機児童問題」や「病児保育問題」  
常態化した長時間労働等に起因する家族のコミュニケーション不足

#### 主な活動内容等

認定NPO法人フローレンスでは、子育て支援に関するソーシャルビジネスを展開。

##### 【事業例】

- 「病児保育事業」
  - ・突発的な病児保育への対応
  - ・医療機関との提携による医師の往診サービス
- 「小規模保育事業」
  - ・空き住戸を活用したきめ細やかで家庭的な保育
  - ・待機児童問題の深刻な地域にピンポイントで開園
- 「企業等における子育て環境創出事業」
  - ・民間企業を対象とした、社内の働き方の改善・改革に関する講演・研修の実施



収入の9割以上が事業収入であり、自立的・継続的な活動を実践。また、財務情報の開示を行い、財務的健全性、経営の透明性を確保。

#### 期待される効果

子育てと仕事の両立に誰もが挑戦できるしなやかで躍動的な社会の実現

## ○その他のNPO等による取組の事例

③海外における人身売買等の人権的な課題の解決に向けた取組（明確なビジョンを持ち多くの賛同を得ている団体）

### 国際的な人権問題を巡る課題

途上国における子どもを対象とした人身売買等の横行

### 主な活動内容等

認定NPO法人かものはしプロジェクトでは、国内外で下記の取組を実施。

子どもを売らせない、買わせないための取組（カンボジア等）

・警察訓練支援（犯罪摘発のための警察の育成）、コミュニティファクトリー経営（大人への仕事の提供）、孤児院支援  
資金調達のための主な取組（国内）

・サポーター・寄附事業（現地の活動を支援するための寄付を、個人・法人から広く募集）



財務情報の開示を行い、財務上の透明性を確保するとともに、講演会、様々なメディア掲載等により、理念等について積極的な情報発信を展開し、多くの賛同を獲得。

### 期待される効果

○ 人身売買等の国際的課題の解決に寄与

④医療サービスにおける社会的課題の解決に向けた取組

### 医療を巡る課題

予防医療として健康診断を受診できない者への対応  
在宅医療の不足による孤独死等へ対応

### 主な活動内容等

ケアプロ（株）では、医療支援に関する下記のソーシャルビジネスを展開。

#### 【事業例】

➢ 「予防医療事業」

- ・「早い（予約不要）」、「お手頃価格（1項目500円～）」、「安心（看護師配置等）」のセルフ健康チェック事業を実施



➢ 「在宅医療事業」

- ・専門の看護師等が、利用者及び家族の立場の視点に立ち24時間・365日対応で、在宅療養生活を支援



SNSの活用や様々なメディア掲載等により、理念や事業内容等についての情報を発信をきめ細やかに実施。

### 期待される効果

革新的なヘルスケアサービスの提供により、健康的な社会づくりに貢献

○ 予防医療等の推進による社会コスト(医療費)の軽減

## ○ソーシャルビジネスの取組事例(再生可能エネルギーの収益を市民活動へ)

### 地域貢献型メガソーラー

再生可能エネルギーの売電収益(利潤相当額)を市民コミュニティ財団を通じ、地域課題の解決や地域活性化に使用するモデル

事業主体：株式会社PLUS SOCIAL



#### 設置場所

和歌山県印南町(町有地及び事業会社取得用地：約22000 平米)

町有地(印南港埋立て地) 約1200 kW

事業会社用地(旧和歌山県畜産試験場・和歌山県から取得) 約600 kW

龍谷大学深草キャンパス 2号館屋上 約50 kW

出力容量 約1850 kW

事業費総額 7億円

稼働 2013年11月

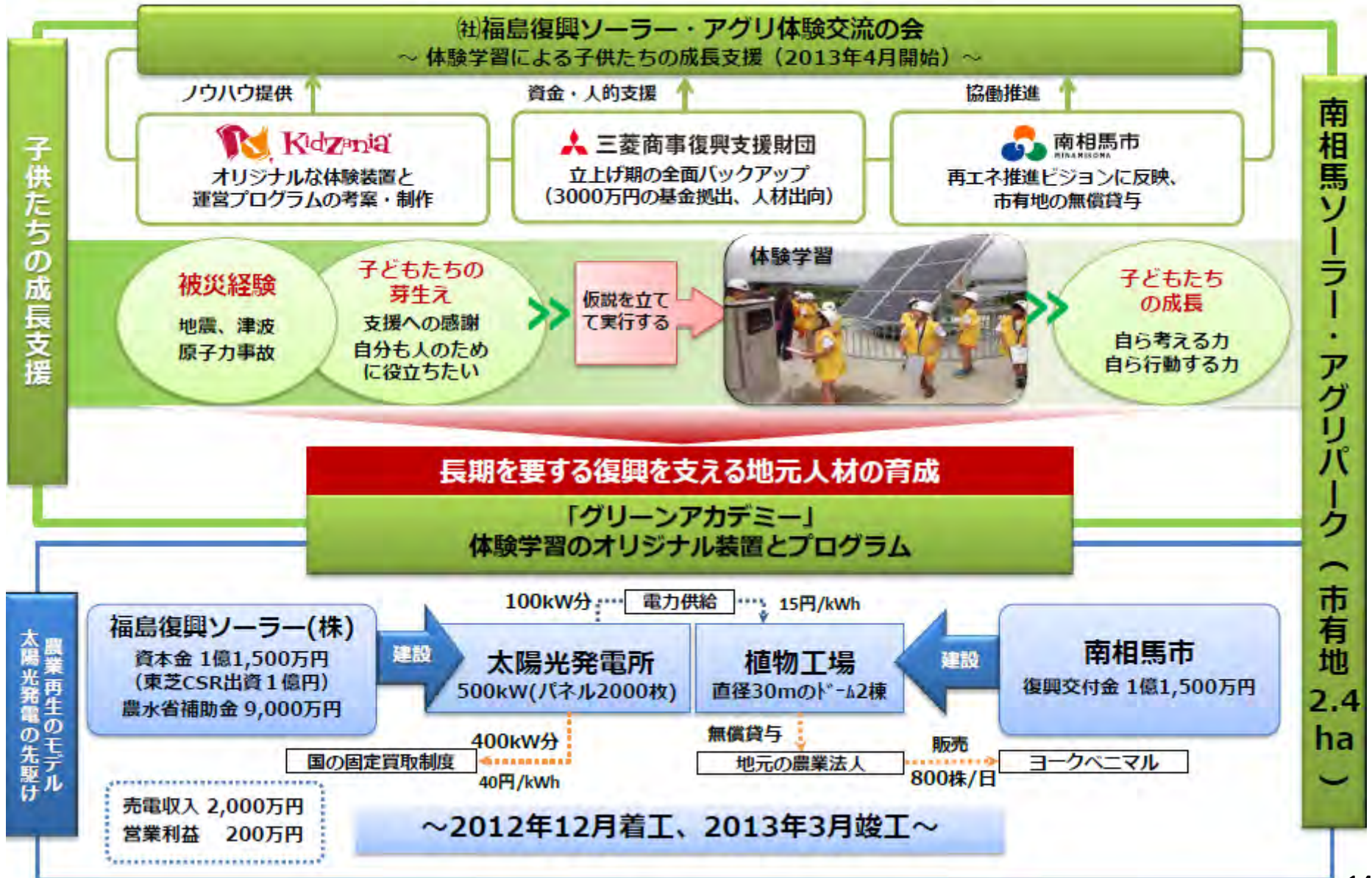
社会的責任投資で3億5000万円調達

**利潤相当額5億円(20年/想定)が地域社会へ**

# ○ソーシャルビジネスの取組事例(南相馬ソーラー・アグリパーク①)

第4回地域の未来WG  
半谷氏提出資料

## 南相馬ソーラー・アグリパークの全体像





# ○ソーシャルビジネスの取組事例(南相馬ソーラー・アグリパーク②)

第4回地域の未来WG  
半谷氏提出資料

## 社団法人の事業性の確立 -受益者負担の導入-

人材育成を長期的に継続するため、現在大きな割合を占める寄附に加えて、企業研修の受入れや、他の体験施設からの運営業務受託など、受益者負担割合を拡大し、事業継続性を確立します。

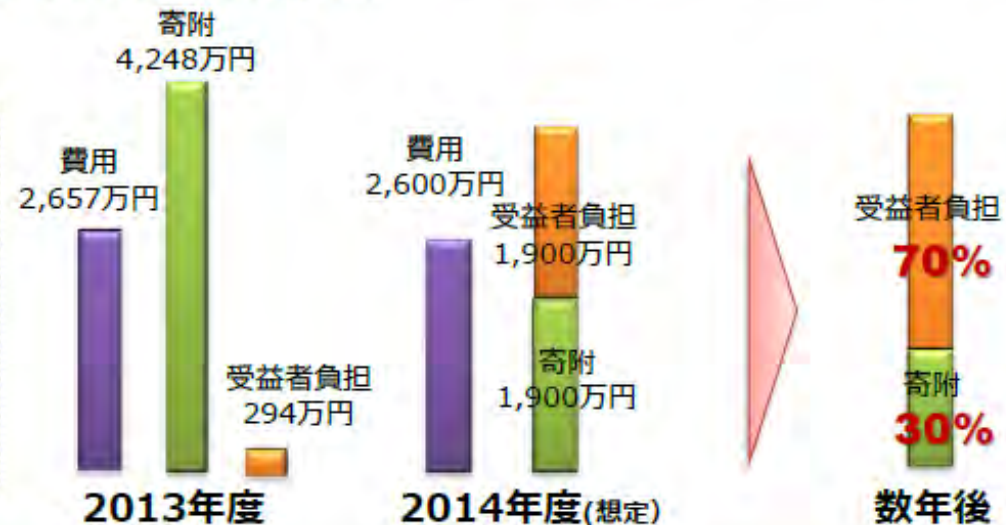
### ○ 事業継続性の確立

#### 【基金・寄附・助成金】

三菱財団、日本財団、ジャパンソサエティ、東日本大震災財団、東芝、ヨークベニマル、三井住友海上、三菱自動車、大成建設、グローバルエンジニアリング、台湾佛光山、グレイス、KDDI、三菱製紙、もりぞう、市瀬、東電労働組合、日本興亜損保 など

#### 【補助金】

経済産業省、南相馬市



### ○ 受益者負担メニュー

① 企業研修の受け入れ  
復興のケーススタディ



② 体験施設の運営受託  
運営ノウハウの商品化



③ 大人の見学・体験  
料金の設定



④ 教育旅行の受け入れ  
旅行会社と連携



## 2. 人材等の担い手の活用

## 地域スケッチアンバサダー制度の拡充

➤ 目的 高いスキルやネットワークをもつ個人や企業が、継続的に特定地域の経済活性化にコミットしやすい環境をつくる

### ➤ 施策案

今まで

観光大使

ゆるキャラ

さのまる  
(栃木県佐野市)

ひこにゃん  
(滋賀県彦根市)

さらに

#### ー地元スケッチアンバサダー／地域スケッチアドバイザー

- 例)・〇〇市地域経済アンバサダー(経営者、有識者など)
- ・〇〇県地域クリエイター(デザイナー、建築家など)
- ・〇〇町サポーター(プロフェッショナルなど)
- ・〇〇市名誉市民(資産家など)

#### ー地域スケッチ企業制度

- 例)・「Oisixは女川町のオフィシャルスケッチ企業として女川の美味しさを全国に伝えていきます」
- ・「〇〇(IT企業)は、〇〇町のオフィシャルスケッチ企業として、町民の方のインターネット普及率100%を目指して町と共に努力します」

#### ーヨソモノ活用助成金制度

- ・必要に応じて自治体が域外のプロフェッショナルを活用する際の助成金制度を検討



全般的に、個人・企業が応募する形式よりも、自治体側が指名・要請する形式の方がよいのでは

## 週末市民制度の推進

### ➤ 目的

地域に愛着や関心のある都市在住者が、その地域との継続的な関わりを持ち続けやすい仕組みをつくることにより、ヨソモノカを活用しやすい環境をつくる  
ヨソモノと地域コミュニティの接点をつくることにより、ヨソモノが地域コミュニティに参加できるようにする

### ➤ 施策案

- ある条件を満たす希望者に各自治体ごとに“週末市民権”を付与
- 週末市民権によって、選挙権を持つことはできないものの、地元市民と同様レベルの市のサービスをうけることができる(交通機関、市の設備利用など)
- お祭りや自治体イベントなどの情報が得られ、観光客としてではなく“市民”として参加することができる

平日



週末



①で提案したオピニオンリーダー向けの施策を実行したあの方が効果を出しやすいのでは

## 社会人地域スケッチインターンシップ制度

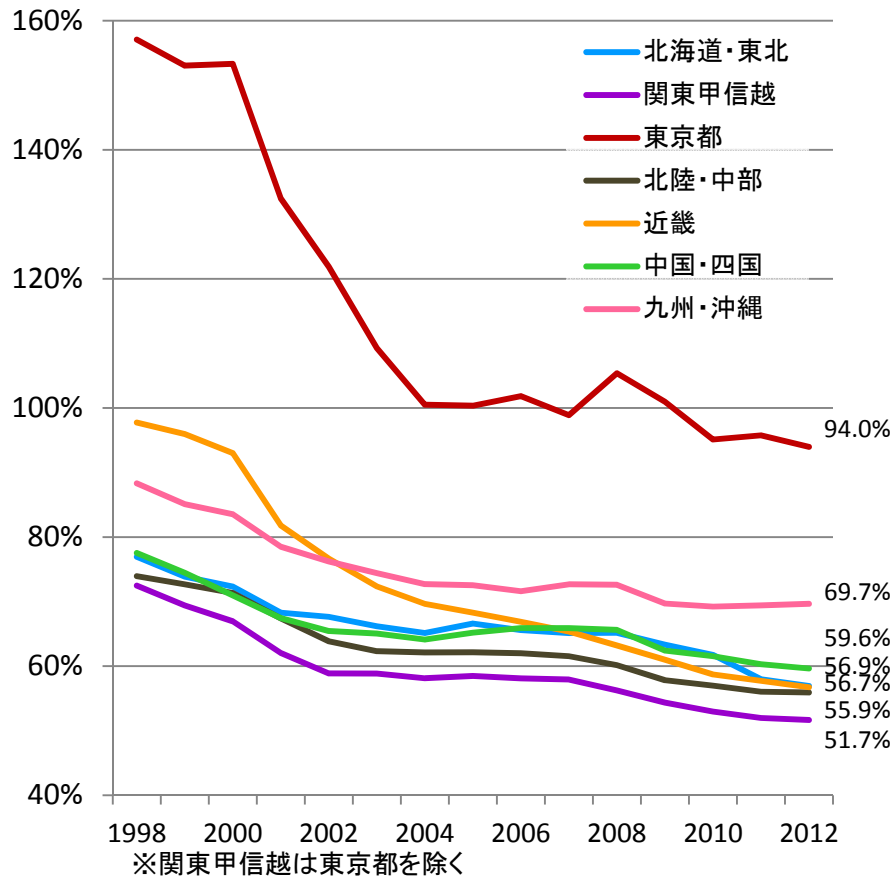
- **目的**
  - 地域経済活性化のビジョンが明確になっている段階で、必要なスキルをもった都市圏の社会人をインターンシップ制度によって活用することにより、実行力を強化する
  
- **施策案**
  - 半年から2年くらいの期間で、必要なスキルを保有した社会人をインターンシップ制度によって地域に派遣
  - 企業が“イマイチ社員”を送り込むことにならないよう、条件を定めたり自治体側に拒否権をもたせたりなどの工夫が必要
  - ①で提案した地域スケッチ企業制度と併せて、特定地域経済の活性化に大きな貢献をした企業に対しては、税制優遇などのメリットを検討

### 3. 社会投資市場の形成の促進

## ○地方金融機関の資金供給の課題(預貸率)

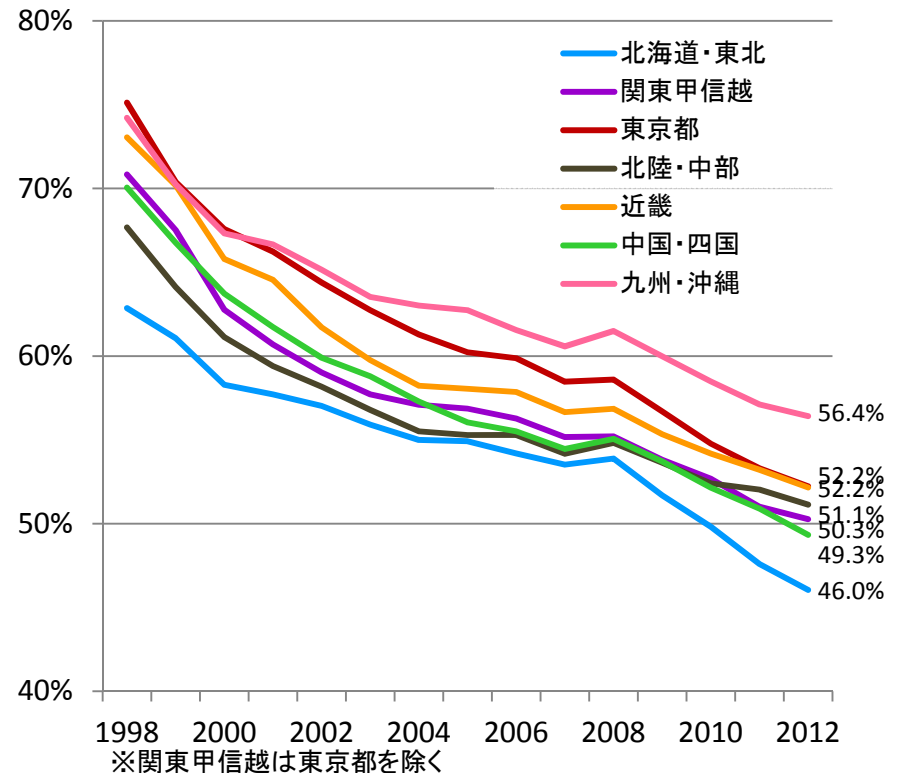
- 国内銀行、信用金庫の預貸率は過去14年間で15-20ポイント程度低下している。
- 特に、他業態との競合などにより収益環境が厳しい信用金庫では預貸率が低い。
- こうした金融機関の貸出姿勢が地域における資金の流れの需要に応えるかどうかが課題。

### ○国内銀行の預貸率の推移



日本銀行「日本銀行関連統計」より作成

### ○信用金庫の預貸率の推移



#### 【参考】

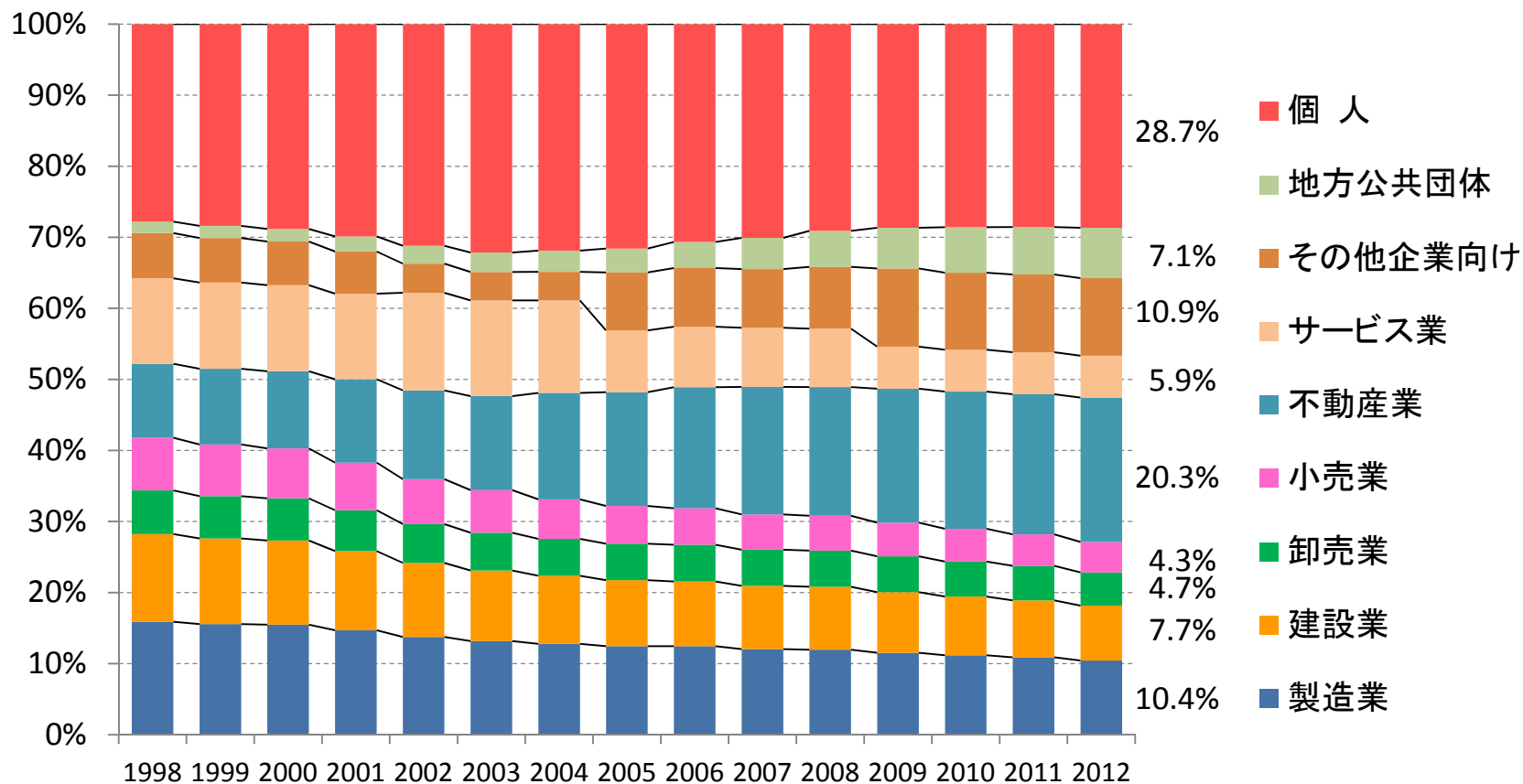
信用金庫の金融資産総額は約132兆円(国内銀行は約996兆円)。  
内訳は、貸出金48%、預金21%、株式以外の有価証券29%となっている。

信金中金 地域・中小企業研究所「信用金庫の地区別預金」より作成

## ○地方金融機関の資金供給の課題(貸出先)

□ 信用金庫の貸出先は、個人が3割程度で堅調に推移。地場産業など、製造業、建設業、小売業の割合が減少する一方、不動産業、地方公共団体の割合が増大。

○信用金庫の業態別貸出先の推移



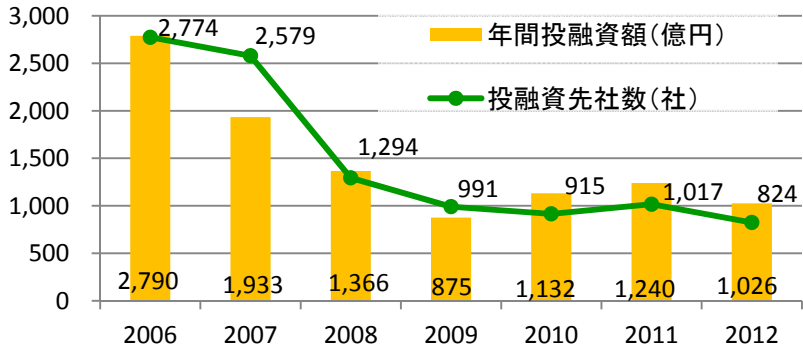
※サービス業は、2009年度より「宿泊業」、「医療・福祉」、「物品賃貸業」の合計



# ○地方におけるベンチャーファンドの可能性

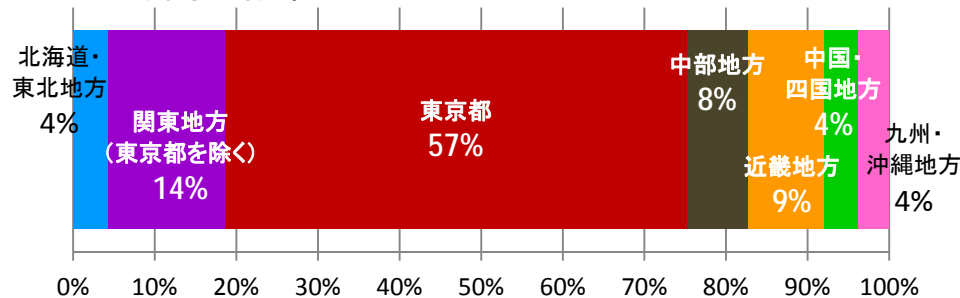
- 我が国のベンチャーキャピタルの投資額は、2012年に1,026億円。2007年度以降減少を続け、2009年度に底を迎えた後回復途上にあるものの、その回復力は弱い。また、国際的に見ても低水準にある。
- 国内投資先企業の地域分布を見ると、東京都に集中し、全体の約6割を占めている。

## ○ベンチャーキャピタル年間投融資額の推移



出典：一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター  
「2013年度ベンチャーキャピタル等投資動向調査結果(速報)」

## ○ベンチャーファンドの投資先企業の地域分布(国内、金額比) (2012年調査結果)

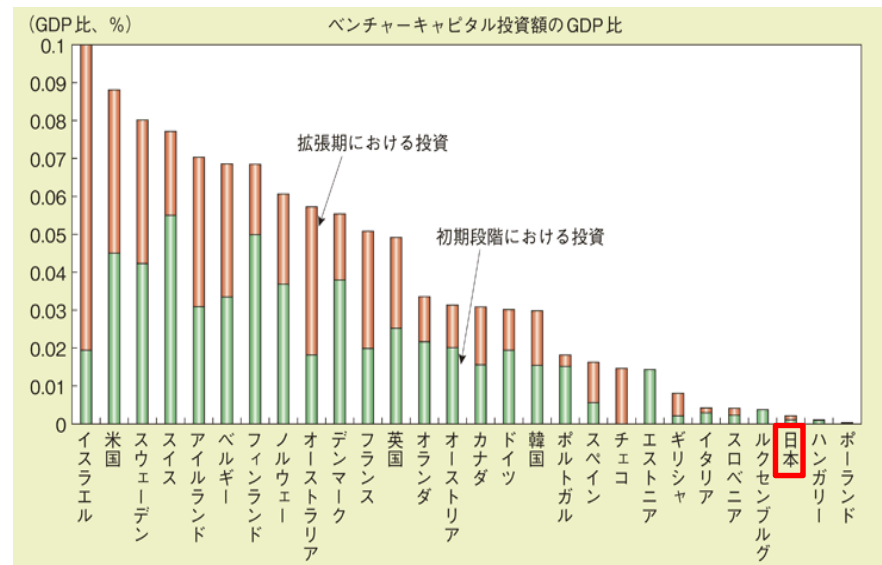


(備考) 投資先地域区分が判明している回答のみ集計

一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター

「2012年度ベンチャーキャピタル等投資動向調査/ベンチャーキャピタル等ファンド状況調査報告書」より作成

## ○ベンチャーキャピタル投資額の国際比較

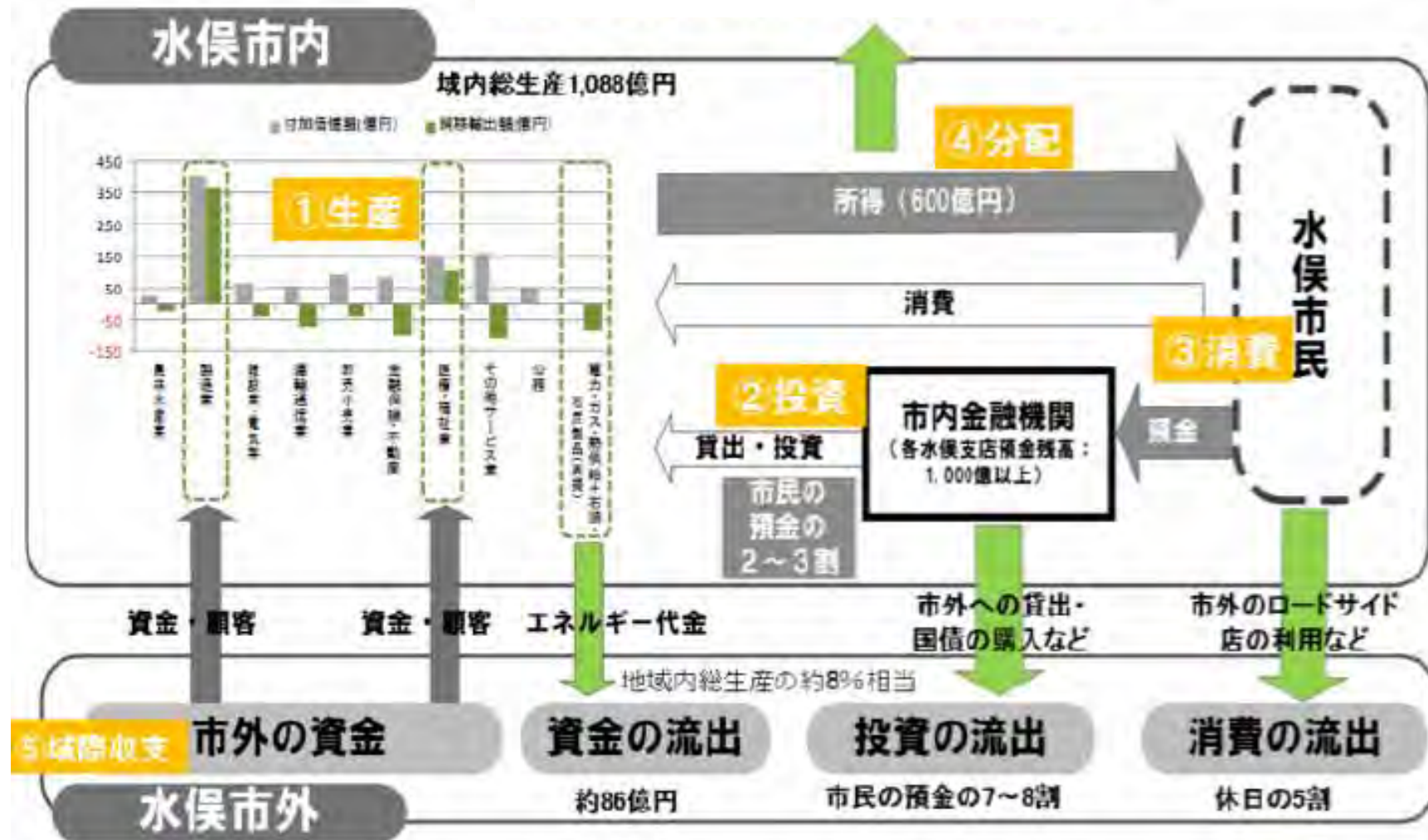


(備考)

1. いずれも2009年(度)の実績。
2. ベンチャーキャピタル投資は、民間、政府の合計。
3. イスラエルの値は0.176

出典：平成24年度 年次経済財政報告

# ○地域経済循環の図式例



出典:「平成23年度水俣市環境まちづくり推進事業概要報告書」より

〈地域〉を“経営する”ために必要なこと

- 社会投資市場の形成
- 休眠口座の利活用と地域金融機関の役割再編
- 信用金庫、NPOバンク、市民コミュニティ財団の連携
  
- 域学連携の促進～コミュニティ・イノベーションの促進
- 「グローバル」な視点をもった地域公共人材の育成
- 中小企業支援スキームの実質化
- ファイナンススキームの“地域化”

- 2010年から英国で導入が開始された官民連携の社会的投資スキーム
- 元受刑者の社会復帰や児童養護施設等、従来行政が行なってきた社会政策を、NPO等の民間組織が予防的措置で代替、その資金を民間の投資家が一時的に出資する
- 定量化された社会的成果(アウトカム)の算定によって、投資家への報酬を決定
- 第1号プログラムは、元受刑者の社会復帰プログラムに、17の投資家から5百万ポンドが出資された
- 10%以上の再犯率低下があれば、7%のプレミアムを付けて行政が投資家に資金を償還



## ソーシャルインパクト評価

(事例)

Social Return on Investment(SROI)社会投資収益率  
が有名。社会的活動に対して、アウトカム(成果)レベルでの定量的評価を行う。アウトカムの貨幣価値換算による投資対効果評価を行う。

IRIS (Impact Reporting and Investment Standards)  
世界2400の投資機関で利用。英国等の社会的証券取引所で報告基準として採用。アウトプットレベルでのKPI(指標)評価

※社会的価値評価では、定量的評価(無形のものでも、意識や行動の定量的把握も含む)を重視。  
社会的な成果の価値基準は団体のステークホルダーによって主観的に決められるものであるが、その事前に設定された成果指標の決定プロセスが参加型であるか、その指標の達成状況はどうかといったことが重要とされる。

## アカウンタビリティ

(事例)

アカウンタビリティ・セルフチェック  
国際協力NGOセンターが主導。60以上のNGOが取得  
1.組織運営基準 2.事業実施基準 3.会計基準 4.情報公開  
について統一基準に合致している団体に認証マーク付与

※団体の財務情報や定款・役員、事業報告などのHP上での情報公開を必須とすることで市民目線でのチェック機能とする。

★支援事業のソーシャルインパクト評価の実施と  
★支援先団体のアカウンタビリティ確保

の2点を資金の受け皿団体の必須実施事項とすることで、本スキームの透明性と成果アピールにつなげる



## 4. 寄附に係る税制上の措置

# ○寄附に係る税制上の措置について(国税)

## 寄附税制の概要(国税)

寄附金の区分		国・地方公共団体に対する寄附金	指定寄附金	特定公益増進法人に対する寄附金	認定特定非営利活動法人等に対する寄附金
寄附をした者の取扱い		<例> 公立高校 公立図書館 など	公益を目的とする事業を行う法人等に対する寄附金で公益の増進に寄与し緊急を要する特定の事業に充てられるもの  <例> 国宝の修復 オリンピックの開催 赤い羽根の募金 私立学校の教育研究等 国立大学法人の教育研究等 など	特定公益増進法人に対する寄附金で法人の主たる目的である業務に関連するもの  【特定公益増進法人】 ○独立行政法人 ○一定の地方独立行政法人 ○日本赤十字社など ○公益社団・財団法人 ○学校法人 ○社会福祉法人 ○更生保護法人	認定特定非営利活動法人等に対する寄附金で特定非営利活動に係る事業に関連するもの
所得税	所得控除	控除限度額: 寄附金 <sup>*</sup> - 2千円			
	税額控除	なし		控除限度額: (寄附金 <sup>*</sup> - 2千円) × 40% (所得税額の25%を限度)	※総所得の40%を限度  ※総所得の40%を限度  (注1)
法人税	全額損金算入	以下を限度として損金算入 (資本金等の額の0.375% + 所得金額の6.25%) × 1/2  (注2)			
相続税	国、公益社団・財団法人、認定特定非営利活動法人等に寄附した相続財産は、原則として非課税  (注3)				

- (注1) 特定公益増進法人の中で所得税の税額控除の対象となるのは、公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人のうち、一定の要件(パブリック・サポート・テストや情報公開の要件)を満たすものに限られる。
- (注2) 特定公益増進法人及び認定特定非営利活動法人等に対して法人が支出した寄附金のうち損金算入されなかった部分については、一般寄附金とあわせて(資本金等の額の0.25% + 所得金額の2.5%) × 1/4を限度として損金算入される。
- (注3) 被相続人が遺言により公益社団・財団法人、特定非営利活動法人等の法人に寄附した財産については、原則として相続税は課税されない。

## ○寄附に係る税制上の措置について(地方税)

### 寄附金税額控除の概要(個人住民税)

#### 寄附金税額控除の対象寄附

- 都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税) (平成6年度創設・平成21年度拡充(ふるさと納税))
- 住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金 (平成2年度創設)
- 住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金 (平成4年度創設)
- 都道府県・市区町村が条例で指定する寄附金 (平成21年度創設(①)・平成24年度拡充(②))

- ① 国の控除対象寄附金(国に対する寄附金及び政治活動に関する寄附金を除く。)のうち、地域における住民の福祉の増進に寄与するものとして都道府県・市区町村が条例において指定するもの
- ② NPO法人に対する寄附金のうち、地域における住民の福祉の増進に寄与するものとして都道府県・市区町村が条例において個別に指定するもの(平成24年度分の個人住民税(平成23年中の寄附金)から適用)

#### 税額控除額

##### 〈基本控除額〉

$$\text{(寄附金(※1) - 2千円)} \times 10\%(※2)$$

##### 〈特例控除額(※3)〉

$$\text{(寄附金 - 2千円)} \times \text{(90\% - 0\sim40\%(寄附者に適用される所得税の限界税率))}$$

※1 総所得金額等の30%を限度

※2 「都道府県・市区町村が条例で指定する寄附金」の場合は、次の率により算出

- ・ 都道府県が指定した寄附金は4%
  - ・ 市区町村が指定した寄附金は6%
- 都道府県と市区町村がともに指定した寄附金の場合は10%

※3 ふるさと納税にのみ適用され、個人住民税所得割額の1割を限度

※ 個人住民税の控除は、寄附をした翌年に始まる年度の個人住民税から控除。

出典:総務省ホームページ



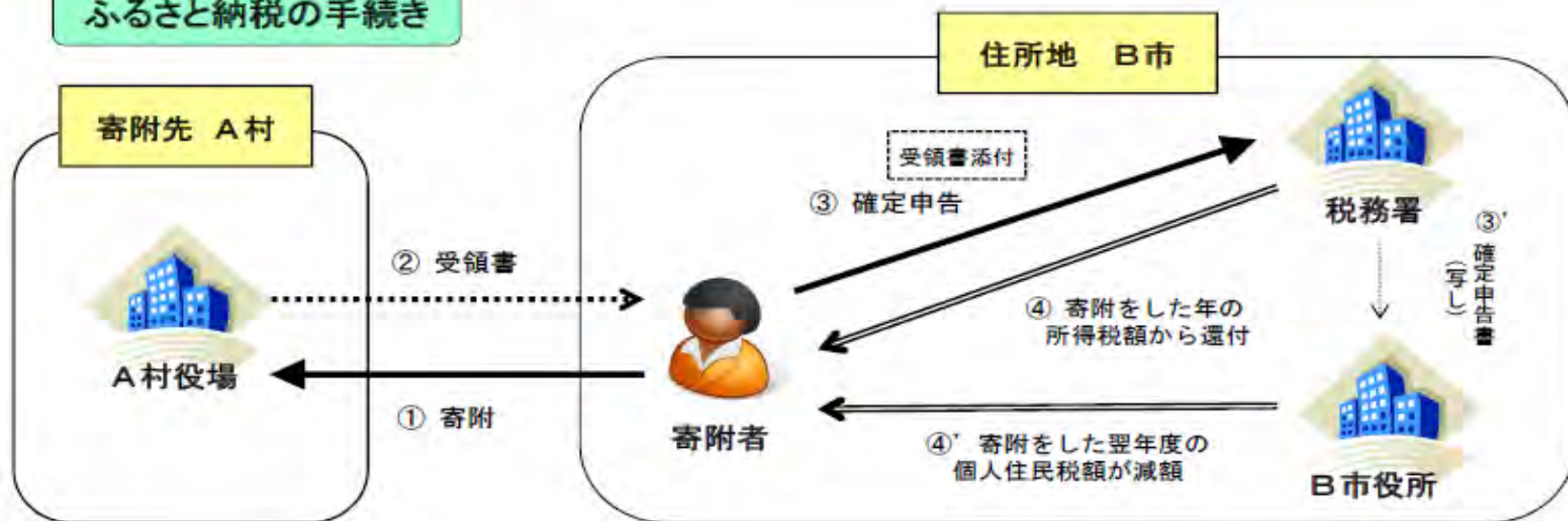
# ○寄附に係る税制上の措置について(ふるさと納税)

## 都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)について

### 制度の概要

- 都道府県・市区町村に対して寄附(ふるさと納税)をすると、寄附金のうち2千円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される。  
(例：年収700万円の給与所得者(夫婦子なし)が、3万円を寄附すると、2,000円を除く2万8,000円が控除される。)
- 控除を受けるためには、寄附をした翌年に、確定申告を行うことが必要。
- 自分の生まれ故郷や応援したい自治体など、どの自治体に対する寄附でも対象となる。

### ふるさと納税の手続き



出典：総務省ホームページ